

年 度	令和4年度	文書番号	教高 第2658号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 4 年 8 月 2 9 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 4 年 9 月 1 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 4 年 9 月 1 日		(電話番号： 3431)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	廣江 綾斗
簿冊番号	30-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 8 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決裁関与者	白木原 亘 [教育振興室] [副理事] 決裁者		
	久 和人 [高等学校課] [参事]		
	武下 一秀 [高等学校／学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松下 信之 [高等学校／教務グループ] [課長補佐]		
関係者	今井 尚人 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	杉本 勇気 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	廣江 綾斗 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		
	日野 雄太 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		

伺 い 文	標記について、令和4年1月27日付け第1537号で行政文書の公開の請求がありました。 ついては、次案のとおり非公開決定通知書を請求者あて通知してよろしいか。 お伺いします。	
添 付 文 書 情 報	添付文書名	種別
	【浄書】_非公開決定通知書.doc 情報公開第1537号.pdf	電子 電子
施 行 先	請求者	
施 行 方 法	郵送	
備 考		

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2658号

令和4年9月1日

様

大阪府教育委員会 印

令和4年1月27日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	A. 以下の条件についての「教育課程実施計画」 1. 「大阪府立高校全て」かつ「令和2年度から4年度入学生分」かつ『1 総表』のみ B. 府立東住吉総合高校の令和4年度入学生の教育課程について 1. 必履修科目である「地理総合」が3年次で開講される理由が分かる文書 2. 「体育」以外の必履修科目を3年次に開講することができる合理的理由が分かる文書 3. 上記教育課程について検討した経緯がわかる文書すべて C. 令和4年1月に府立泉大津高校のが家庭訪問をした際に、誤って近隣のマンションに生徒宛封筒を放置した事実について 1. 学校からの謝罪の方法がわかる資料 2. 教育委員会からの謝罪の方法がわかる資料 3. 事実と経緯をただちに被害者に報告に行ったことがわかる資料 4. 大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づいて報道提供の意向について聞いたことがわかる資料 5. 大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づいて作成された資料全て
公開しないことと決定した行政文書の名称	A. 以下の条件についての「教育課程実施計画」 1. 「大阪府立高校全て」かつ「令和2年度から4年度入学生分」かつ『1 総表』のみ

公開しない理由	当該請求は、「※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称中村澁伊知（公一）前教頭（Mobil [REDACTED]）の指示によるものです。」との文章を含んでいたものであるが、当該記載にかかる事実は処分庁の調査の結果一切存在しなかった。記載されている氏名の者があたかもそのような指示等を実際に行ったと誤認させうる記載は、請求文書の内容を問わず、記載されている氏名の者の社会的信用をことさらに低減させることが主な意図であると推認されるものであり、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）前文に定める「知る権利の保障」という情報公開請求の趣旨から逸脱するものである。よって、当該請求は、条例第4条に反する不適正請求と認められるため、当該請求を却下し、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6946-2387（内線 3431）
備考	本決定は、請求項目「A.」に係る文書。

受付番号第 1537 号

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

行政文書公開請求書

令和4年 1月27日

大阪府教育委員会 様

氏 名 〔法人その他の団体にあっては その名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	
連 絡 先 〔法人その他の団体にあっては、 担当者名及び連絡先〕	同上 電話番号 メールアドレス

大阪府情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

行政文書の名称等 公開請求に係る行政文書を特定するに足る事項	A. 以下の条件についての「教育課程実施計画」 1. 「大阪府立高校全て」かつ「令和2年度から4年度入学生分」かつ「『1 総表』のみ」 B. 府立東住吉総合高校の令和4年度入学生の教育課程について 1. 必修科目である「地理総合」が3年次で開講される理由が分かる文書 2. 「体育」以外の必修科目を3年次に開講することができる合理的理由が分かる文書 3. 上記教育課程について検討した経緯がわかる文書すべて C. 令和4年1月に府立泉大津高校の が家庭訪問をした際に、誤って近隣のマンションに生徒宛封筒を放置した事実について 1. 学校からの謝罪の方法がわかる資料 2. 教育委員会からの謝罪の方法がわかる資料 3. 事実と経緯をただちに被害者に報告に行ったことがわかる資料 4. 大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づいて報道提供の意向について聞いたことがわかる資料 5. 大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づいて作成された資料全て ※ なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称中村澁伊知（公一）前教頭（Mobil ）の指示によるものです。
担当室・課（所）等	
希望する公開の実施方法	1 公開の実施方法 ☐ 閲覧（視聴及び聴取を含む。）のみを希望する。 ☐ 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 ☒ 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧（視聴及び聴取を含む。）の方法 ☐ 用紙による ☐ 専用機器による 3 写しの交付等の方法 ☐ 用紙 ☐ 録音カセットテープ ☐ ビデオカセットテープ ☐ CD-R又はDVD-R ☒ インターネットの利用による提供
希望する公開の実施の場所等	☐ 府政情報センターを希望する。 ☐ 担当室・課（所）を希望する。 ☐ 郵送を希望する。
希望する公開の実施の日時	☐ 年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後 時 分から ☐ 午前 ☐ 午後 時 分までの間 ☐ 公開決定等の通知後、担当室・課（所）と調整する。
事案の移送の可否	☐ 可 ☐ 不可 情報提供としての取扱い可否 ☐ 可 ☐ 不可
備 考	2 月 10 日までに処理して下さい

- 注：1 太字枠内は、必ず記載してください。
2 該当する□にレ印を記入してください。
3 公開の実施方法及び公開の実施の日時については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

整理番号： 5252302350